

別 紙

松江市情報公開審査会 答申第 3 号

答 申

1 審査会の結論

松江市長（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった公文書の部分公開決定で、非公開とした部分のうち、別表に掲げる部分について公開すべきである。

2 本件諮問に至る経緯等

(1) 平成 27 年 6 月 24 日に本件異議申立人より松江市情報公開条例（平成 17 年松江市条例第 14 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づく公文書公開請求があった。

(2) 本件公文書公開請求の内容は、「平成 9 年 10 月 31 日から平成 19 年 3 月 31 日までの都市計画道路 3・4・6 号 東津田鼻曲線改良工事に伴う用地費及び補償費に関する情報」の公開である。

(3) 請求に対して、実施機関は、平成 27 年 7 月 7 日付けで次のような決定（以下「決定」という。）を行った。

ア 公文書の件名等

この請求に対し、実施機関は「都市計画道路 3・4・6 号 東津田鼻曲線改良工事に伴う土地売買契約書、物件補償契約書、残地補償契約書及び借家人補償契約書であって、平成 11 年 7 月 28 日から平成 19 年 10 月 22 日までの契約日のもの」を特定した。

これら特定した文書の内訳は、土地売買契約書に係るものが 50 件、物件補償契約書に係るものが 40 件、残地補償契約書に係るものが 2 件及び借家人補償契約書に係るものが 10 件である。

イ 決定内容

全て、部分公開決定とする。非公開部分は、以下のとおり。

ウ 公開しない部分

(ア) 契約の相手方が個人の場合

① 土地売買契約書について、当該個人の「印影」

② 物件補償契約書（補償対象が登記建物の場合）について、当該個人の「印影」及び「補償金額」

③ 物件補償契約書（補償対象に登記建物を含まないもの）、残地補償契約書及び借家人補償契約書について、当該個人の「印影」、「補償金額」、「氏名」、「住所」及び「物件の所在地番」

(イ) 契約の相手方が法人の場合

① 土地売買契約書について、当該法人の「印影の一部」

② 物件補償契約書（補償対象が登記建物及び未登記建物等を含む。）及び借家人補償契約書について、当該法人の「印影の一部」及び「補償金額」

(ウ) 契約の相手方が松江市交通局の場合

物件補償契約書及び残地補償契約書について、松江市交通局に対する「補償金額」

エ 公開しない理由

(ア) 条例第7条第2号に該当

契約者である個人の氏名、住所、印影、補償物件の所在地番及び補償金額が、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。

また、当該情報は同号ただし書に該当しないものである。

(イ) 条例第7条第3号に該当

契約者である法人の印影及び補償金額が、法人に関する情報であって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。

また、当該情報は同号ただし書に該当しないものである。

なお、印影については、印影の一部を公開しても、当該法人の権利利益を害するおそれがないものと判断した。

(ウ) 条例第7条第6号に該当

契約者である松江市交通局に対する補償金額が、松江市交通局が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため。

(4) 異議申立人は、決定に対し、公開しない部分のうち一部を公開するよう求めて、平成27年8月4日に異議申立てを行った。

(5) 実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、平成27年9月7日付で、当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

(1) 異議申立ての趣旨

決定のうち、次の非公開部分の公開を求める。

ア 個人を相手方とする物件補償契約書（補償対象に登記建物を含まないもの）及び残地補償契約書について、当該個人の「氏名」、「住所」及び「物件の所在地番」

イ 物件補償契約書（補償対象に登記建物及び未登記建物等を含むもの）及び残地補償契約書について、当該個人、法人又は松江市交通局に対する「補償金額」

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書、意見書及び口頭での意見陳述による主張によれば、公開請求の理由の要旨は次のとおりである。

ア 都市計画道路 3・4・6 号 東津田鼻曲線改良工事に伴う土地売買契約、物件補償契約、残地補償契約及び借家人補償契約のいわゆる用地費及び補償費は、松江市が支払う公金である。それ故、この金額を知る権利が市民にあるのは当然である。保護されるべき個人情報ではない。

イ たとえ登記がされていない建物等といえども、公金から補償金が支払われており、支払先の情報を知る権利が市民にあるのは当然である。登記の有無により、公開、非公開の判断が異なるのは、整合性がない。

また、非公開とされた事項が公開されても、個人の権利利益を大きく害するものではないと推測する。

ウ 非公開とされることで、非公開とされた物件補償や残地補償が、適正に行われていないのではないかと疑いが生まれる。

エ 条例は制定されてから、10 数年間、松江市で運用されていると思うが、時代は移り変わってきている。個人情報の保護と利用に対する市民の意識も変化してきていると思う。市民の知る権利を重くとらえ、条例が保護する個人情報の取扱いも変更するべきだ。本件道路改良事業に伴う公金の使途や流れを公にすることに何ら不都合はない。

4 実施機関の主張

実施機関の理由説明書及び意見聴取によれば、部分公開決定の理由は次のとおりである。

(1) 契約の相手方が個人の場合

ア 登記された土地の売買契約書及び登記された建物の物件補償契約書の場合、当該個人の「氏名」、「住所」及び「物件の所在地番」については、不動産登記法により登記簿に登記されており、公にされている情報であると

いえる。そのため、前記事項は、条例第7条第2号ただし書アに該当し、公開することとした。

一方、未登記建物及び建物以外の物件補償契約書並びに残地補償契約書の場合、当該個人の「氏名」、「住所」及び「物件の所在地番」については、登記簿に登記されず、公示されないもので、必ずしも外部に明らかになっているものではない。したがって、この場合、前記事項は「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」ではなく、条例第7条第2号ただし書アに該当しないと判断し、非公開とした。

イ 土地売買契約書の「補償金額」については、松江市は、公示価格等を標準として、国と同様の客観的な査定による損失補償基準に基づき算定されている。そのため、一般人であればおおよその見当をつけることができるものである。当該補償金額は、条例第7条第2号ただし書アに該当する事項であり、公開することとした。

ウ 物件補償契約書の「補償金額」については、松江市は、国と同様の損失補償基準に定められた算式にのっとして適正に算定するが、補償対象となった個々の保有資産の内容は、不動産登記されている建物の所有者の「氏名」、「住所」及び「物件の所在地番」を除いては、公示されるものでなく、外部に明らかにされないものである。また、不動産登記されている建物の場合であっても、その価格要因となる建物の内部構造等の詳細内容は登記事項になく、明らかにされていない。したがって、物件補償契約書の補償金額は、公にされていない個人の資産情報である。これは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」ではなく、条例第7条第2号ただし書アに該当しないと判断し、非公開とした。

また、残地補償契約書の「補償金額」についても、松江市は、国と同様の損失補償基準に定められた算式にのっとして適正に算定するが、残地補償がなされた事実及びその内容は、公示されるものでなく、外部に明らかにされていない。さらに、残地補償の算定基礎となる内容についても、残地となって低下する利用価値を個別具体的に算出するものであり、公示価格等から推測できるものではない。したがって、残地補償契約書の「補償金額」は、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」ではないため、条例第7条第2号ただし書アに該当しないと判断し、非公開とした。

(2) 契約の相手方が法人の場合

ア 松江市の場合、土地売買契約書の「補償金額」については、公示価格等

を規準とし、国と同様の損失補償基準に基づき客観的に算定されることから、一般人であればおよその見当をつけることができる。そのため、補償金額を公開しても、条例第7条第3号の「法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」とはいえず、公開した。

イ 物件補償契約書の「補償金額」について、松江市は、国と同様の損失補償基準に定められた算式にのっとり適正に算定するが、補償対象となった個々の保有資産の内容は、不動産登記されている建物の所有者の「名称」、「所在地」及び「物件の所在地番」を除いては、公示されるものでなく、外部に明らかにされないものである。また、不動産登記されている建物の場合であっても、その価格要因となる建物の内部構造等の詳細内容は登記事項になく、明らかにされていない。したがって、物件補償契約書の補償金額は、当該法人の内部情報であって、通常、公にされ、又は公にすることが予定されていない。したがって、これは、「法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」ものとして、条例第7条第3号に該当する情報と判断し、非公開とした。

(3) 契約の相手方が松江市交通局の場合

ア 松江市の場合、土地売買契約書の「補償金額」は、公示価格等を規準として、国と同様の損失補償基準に基づき客観的に算定されており、一般人であればおよその見当をつけることができる。実施機関は、土地売買契約書の「補償金額」は、公にしても当該事務の性質上、その適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとまではいえないと判断し、公開した。

イ 物件補償契約書及び残地補償契約書の「補償金額」について、松江市は、国と同様の損失補償基準に定められた算式にのっとり適正に算定している。物件補償契約書及び残地補償契約書の補償金額を公開することは、条例第7条第6号オの「市が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある」ものであって、同号の「市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある」情報と判断した。

また、松江市交通局に対する物件補償契約書及び残地補償契約書の補償金額は、地方公営企業法等が適用される事業であって、用地補償の対象資産の個々の情報であり、必ずしも外部に明らかにされるものではない。松江市交通局の営業上の情報は、同条第3号で非公開とされる法人等事業活動情報となんらかわりのないものであって、「営業、販売等に関する情報」

又は「経営内容、資産内容等の信用に関する情報」に該当すると判断したものである。

以上の理由により、実施機関は、松江市交通局に対する物件補償契約書及び残地補償契約書の補償金額を非公開とした。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を求める権利及び情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責任が全うされるようにするとともに、市民の市政参加の推進による開かれた市政の実現に寄与することである。

条例によれば、市の公文書を公開しない旨の決定は、公開請求に係る公文書に、条例で定める非公開情報が記録されている場合にしか行えない。

当審査会は、条例の目的を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 異議申立人の異議申立てについて

物件補償契約書及び残地補償契約書の部分公開決定に対する異議申立人の主張に対し、以下、審査会の判断及び理由を述べる。

(3) 異議申立ての妥当性について

① 個人を相手方とする物件補償契約書（補償対象に登記建物を含まないもの）及び残地補償契約書の、当該個人の「氏名」、「住所」及び「物件の所在地番」の公開の求めについて

(i) 未登記建物、家財、立木といった物件補償契約書（補償対象に登記建物を含まないもの）の場合、当該個人の「氏名」、「住所」及び「物件の所在地番」は、登記簿に登録されず、公示されておらず、必ずしも外部に明らかになっているものではない。

登記されている土地及び建物の場合、これらに係る所有権の移転、当該土地の所在、地番及び地積、当該建物の所在地及び面積並びに売主である個人地権者の住所及び氏名が情報公開の対象となった事例として、用地補償金額についての情報公開が争われた最高裁判所の平成17年7月15日の第二小法廷判決（以下「平成17年最高裁判決」という。）がある。平成17年最高裁判決は、「土地又は建物を買取ったことに係る所有権の移転、当該土地の所在、地番及び地積、当該建物の所在地及び面積並びに売主である個人地権者の住所及び氏名は、一般に不動産登記簿に登録されて公示されるものである。そして、これら

の事項が登記されていないことについて特段の主張、立証のない本件においては、法令等の規定により何人でも閲覧することができる情報に当たり、非公開情報に該当しないというべき」と判示している。

これに対し、登記されていない土地及び建物に関しては、前記事項は公示されていない。また、個人の資産及びその内容は、プライバシーとして保護されるべきものであり、特段の事情が無い限り、第三者に公開されるべきものではない。このことは、平成17年最高裁判決が、登記されていることを理由に公開を認めていることから、登記されていない土地及び建物に関わる情報は、特段の理由が無い限り、公開の対象にはならないと解釈されることから推測できよう。

以上のことから、当審査会は、実施機関が物件補償契約書（補償対象に登記建物を含まないもの）の、当該個人の「氏名」、「住所」及び「物件の所在地番」を非公開とした決定について、平成17年最高裁判決を踏まえ、妥当なものと判断する。

- (ii) 残地補償契約書の場合、当該残地補償がなされた事実及びその補償内容は、公示されるものでなく、第三者に容易に推測できるものでないことは明らかである。

当審査会は、平成17年最高裁判決を踏まえ、プライバシー保護の観点から、実施機関が残地補償契約書における当該個人の「氏名」、「住所」及び「物件の所在地番」を非公開とした決定について、妥当なものと判断する。

② 「個人の補償金額」の公開の求めについて

- (i) 物件補償契約書における当該個人の「補償金額」について

平成17年最高裁判決は、「用地補償における土地の取得価格は、標準値の公示価格と均衡を保つよう算定され、かつ国が定めた損失補償基準に基づき客観的に算定されることから、一般人であればおおよその見当をつけることができるため、性質上公開に親しまないような個人情報であるとはいえないと判断している。一方、土地を買収したときに支払った建物、工作物、立木、動産等に係る補償、いわゆる通損補償に関する情報については、一定の算定方式にのっとり算定されるべき適正な価格であるとしても、当該個人がどのような工作物、立木、動産等を有するかについては、公示されるものではなく、また、必ずしも外部に明らかになっているものではない。建物については、所有状況が不動産登記簿に登記され公示されるものの、その価格要因の全てが公示されるものではなく、建物の内部の構造、使用資材、施工態様、損耗の状況等の詳細まで外部に明らかになっているとはいえ

ない。そうすると、これらの補償金額は、一般人であればおよその見当をつけることができるものではなく、通常他人に知られたくないと認められる非公開情報に該当する。」と判示している。

この平成17年最高裁判決を踏まえるならば、個人を契約の相手方とする物件補償契約書の「補償金額」は非公開情報に該当するものであり、実施機関が非公開とした決定は妥当なものと、当審査会は判断する。

(ii) 残地補償契約書における当該個人の「補償金額」について

松江市において残地については、補償する場合も、補償しない場合もある。たとえ補償するとしても、その「補償金額」は残地となって低下する利用価値を個別具体的に算定することから、通常、一般人であればおよその見当をつけることができるものではなく、第三者に知られたくないと認められる情報に該当する。

よって、当審査会は、個人を契約の相手方とする残地補償契約書の「補償金額」について、実施機関が非公開とした決定は、妥当なものと判断する。

③ 法人を契約の相手方とする物件補償契約書の「補償金額」の公開の求めについて

異議申立ての対象となった「補償金額」は、平成17年最高裁判決がいう「通損補償」に関する情報である。これについては、契約の相手方が法人であっても、基本的に個人である場合と同様に扱われるものと考えられ、通常、公にされない情報といえる。これを公開することは、条例第7条第3号に抵触し、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえる。

よって、当審査会は、実施機関が法人を契約の相手方とする物件補償契約書の「補償金額」について、条例第7条第3号に該当するとして非公開とした決定は、妥当なものと判断する。

④ 物件補償契約書及び残地補償契約書について松江市交通局に対する「補償金額」の公開の求めについて

松江市交通局に対する補償金額の公開については、市の公営企業であることから、条例第7条第6号オとの関わりで検討しなければならない。

補償金額を公開することが、条例第7条第6号オの「市が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある」かどうか検討してみると、当該「補償金額」は松江市交通局が松江市から補償を受けた金額であって、営業上のノウハウや取引先といった「その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」がある情報ではないと考えられる。

また、当該情報が公開されることにより「当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼす」理由について、実施機関から具体的な説明及び主張はない。さらに、当該事業は、市が経営していることに照らし、市民に説明する責任を果たす必要がある財務会計上の情報と判断できる。

よって、当審査会は、松江市交通局を相手とする物件補償契約書及び残地補償契約書の「補償金額」について実施機関が条例第7条第6号を理由として非公開とした決定に対し、その決定を取消し公開とすべきと判断する。

(5) 以上から、当審査会は、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過等

当審査会の処理経過等は、別記のとおりである。

別 表

対象文書	公開すべき情報	公開とすべき理由
契約の相手方が松江市交通局である物件補償契約書	当該松江市交通局の補償金額	条例第7条第6号に該当しないため
契約の相手方が松江市交通局である残地補償契約書	当該松江市交通局の補償金額	条例第7条第6号に該当しないため

別 記

1 諮問第3号に関する審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成 27 年 9 月 8 日	実施機関から松江市情報公開審査会に対して諮問
平成 27 年 10 月 30 日 (審査会第 1 回目)	審議
平成 27 年 11 月 9 日	実施機関から部分公開理由説明書を受理
平成 27 年 11 月 17 日	異議申立人から意見書を受理
平成 27 年 12 月 3 日	異議申立人から口頭による意見陳述申立書を受理
平成 27 年 12 月 15 日 (審査会第 2 回目)	審議
平成 28 年 1 月 29 日 (審査会第 3 回目)	異議申立人から口頭による意見陳述、審議
平成 28 年 3 月 11 日 (審査会第 4 回目)	実施機関から意見聴取、審議
平成 28 年 4 月 25 日 (審査会第 5 回目)	審議
平成 28 年 9 月 9 日 (審査会第 6 回目)	審議
平成 28 年 11 月 22 日	松江市情報公開審査会から実施機関に対して答申

2 松江市情報公開審査会委員名簿

氏 名	所 属 等	備 考
居石 正和	島根大学法文学部 教授	会長
嘉村 雄司	島根大学法文学部 准教授	
高尾 雅裕	山陰中央新報社 論説委員長	
松本 さなえ	総務省行政相談委員	
光谷 香朱子	弁護士	会長職務代理者